

# 福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例施行規則

平成28年2月10日  
福島県市民交通災害共済組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例（平成28年条例福島県市民交通災害共済組合第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)

第3条 条例第4条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (3) 個人情報取扱事務の委託の有無
- (4) 他の法令等による開示、訂正又は利用停止の制度の有無
- (5) 個人情報が記録されている主な行政文書の名称
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号の収集の有無

(個人情報開示請求書)

第4条 条例第12条第1項に規定する書面は、個人情報開示請求書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第12条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をする者の連絡先
- (2) 求める開示の実施の方法
- (3) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）が開示請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年被後見人又は委任者の別
- (4) 死者に関する個人情報について、当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族（以下「遺族」という。）が開示請求をする場合にあつては、当該請求に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに開示請求をする者の死者との関係

(開示請求等における本人確認手続等)

第5条 条例第12条第2項及び第22条第4項の本人又はその代理人若しくは遺族であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が開示請求等をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として福島県市民交通災害共済組合管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるもの
  - (2) 代理人が開示請求等をする場合 当該代理人に係る前号に定める書類並びに法定代理人にあっては戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として管理者が別に定めるもの、本人の委任による代理人にあっては本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（請求又は申出をする日の前3か月以内に作成されたものに限る。）が添付されているものに限る。）
  - (3) 遺族が開示請求等をする場合 当該遺族に係る第1号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類として管理者が別に定めるもの
- 2 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を、当該開示請求をした実施機関（条例第20条第1項の規定による通知があった場合にあつては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第6条 条例第17条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時
  - (2) 開示を実施する場所
  - (3) 開示の実施に要する費用の額
  - (4) その他必要な事項
- 2 条例第17条の規定による通知は、次の各号に掲げる個人情報の開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。
- (1) 個人情報の全部を開示するとき 個人情報開示決定通知書（別記様式第2号）
  - (2) 個人情報の一部を開示するとき 個人情報部分開示決定通知書（別記様式第3号）
  - (3) 個人情報の全部を開示しないとき 個人情報不開示決定通知書（別記様式第4号）
  - (4) 個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき 個人情報存否応答拒否通知書（別記様式第5号）
  - (5) 開示請求に係る個人情報を保有していないとき 個人情報の不存在について（通知）（別記様式第6号）

（開示決定等の期限の延長に係る通知）

第7条 条例第18条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期限延長通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例適用に係る通知）

第8条 条例第19条の規定による通知は、個人情報開示決定等期限特例適用通知書（別記様式第8号）により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第9条 条例第20第1項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出機会の付与の通知等)

第10条 条例第21条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第21条第1項の規定による通知は、実施機関が必要があると認める場合に、口頭又は書面により行うものとする。

3 条例第21条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第21条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 第21条第1項の規定による通知を書面により行う場合の通知及び同条第2項の規定による通知は、個人情報の開示に関する意見照会書(別記様式第10号)により行うものとする。

5 条例第21条第3項の規定による通知は、個人情報の開示決定に関する通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

6 実施機関は、条例第21条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならないものとする。

(電磁的記録の開示の実施の方法等)

第11条 条例第22条第1項に規定する規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、実施機関が保有する電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、実施機関が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの閲覧又は写しの交付

2 実施機関は、閲覧又は視聴の方法による個人情報の開示を受ける者が、当該個人情報が記録されている行政文書を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示の実施の方法の申出等)

第12条 条例第22条第2項の規定による申出は、個人情報開示方法等申出書（別記様式第12号）により行わなければならない。

2 条例第22条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 開示決定に係る個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

3 条例第12条第1項に規定する書面にその求める開示の実施の方法が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、条例第22条第2項の規定による申出があったものとみなす。

4 実施機関は、条例第22条第2項の規定による申出があった場合（前項の規定により当該申出があったものとみなされる場合を含む。）は、当該申出に係る開示の実施の方法等を決定し、当該申出をした者に対し、その旨を個人情報開示方法等決定通知書（別記様式第13号）（同項の規定により当該申出があったものとみなされる場合にあっては、第6条第2項第1号又は第2号に定める通知書）により通知するものとする。

5 条例第22条第5項の規定による申出は、個人情報再開示申出書（別記様式第14号）により行わなければならない。

6 第4項の規定は、条例第22条第5項の規定による申出に係る通知について準用する。この場合において、第4項中「条例第22条第2項の規定による申出があった場合（前項の規定により当該申出があったものとみなされる場合を含む。）」とあるのは「条例第22条第5項の規定による申出があった場合」と、「個人情報開示方法等決定通知書（別記様式第13号）（同項の規定により当該申出があったものとみなされる場合にあっては、第6条第2項第1号又は第2号に定める通知書）」とあるのは「個人情報開示方法等決定通知書（別記様式第13号）」と読み替えるものとする。

(開示請求等の特例)

第13条 実施機関は、条例第24条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報を選定したときは、当該個人情報の内容並びに口頭により開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第24条第2項に規定する実施機関が別に定める方法は、閲覧又は口頭による開示の方法とする。

(費用負担の額)

第14条 条例第25条第1項の規定により文書又は図画の写しの交付を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

区分	金額
1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのもので、白黒で複写したのものに限る。以下同じ。）	片面1枚につき10円

2 1に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額
----------------	---------------------

2 条例第25条第2項の規定により電磁的記録の開示を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

区分		金額
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したもの	1 乾式の複写機による写し	片面1枚につき10円
	2 1に掲げる写し以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額
磁気テープ等に複製した複製物の交付		当該複製物の作成に要する費用に相当する額

3 条例第25条第1項及び第2項の規定により負担しなければならない費用は、個人情報の開示の実施の際に徴収する。

(写しの送付の求め)

第15条 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、個人情報記録されている行政文書の写し及び電磁的記録の複製物の送付を求めることができる。

(個人情報訂正請求書)

第16条 条例第27条第1項に規定する書面は、個人情報訂正請求書(別記様式第15号)によるものとする。

2 条例第27条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訂正請求をする者の連絡先
- (2) 代理人が訂正請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年被後見人又は委任者の別
- (3) 死者に関する個人情報について、当該死者の遺族が訂正請求をする場合にあつては、当該請求に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに訂正請求をする者の死者との関係

(訂正決定等の通知)

第17条 条例第29条の規定による通知は、次の各号に掲げる個人情報の訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部について訂正をするとき 個人情報訂正決定通知書(別記様式第16号)
- (2) 個人情報の一部について訂正をするとき 個人情報部分訂正決定通知書(別記様式第17号)
- (3) 個人情報の全部について訂正をしないとき 個人情報不訂正決定通知書(別記様式第18号)

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第18条 条例第30条において準用する条例第18条第2項の規定による通知は、個人情報訂

正決定等期限延長通知書（別記様式第19号）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の特例適用に係る通知）

第19条 条例第31条の規定による通知は、個人情報訂正決定等期限特例適用通知書（別記様式第20号）により行うものとする。

（事案の移送の通知）

第20条 条例第32条第1項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（別記様式第21号）により行うものとする。

（個人情報の提供先への通知）

第21条 条例第33条の規定による通知は、個人情報訂正通知書（別記様式第22号）により行うものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第22条 条例第36条第1項に規定する書面は、個人情報利用停止請求書（別記様式第23号）によるものとする。

2 条例第36条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求をする者の連絡先

(2) 代理人が利用停止請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年後見人又は委任者の別

(3) 死者に関する個人情報について、当該死者の遺族が利用停止請求をする場合にあつては、当該請求に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに利用停止請求をする者の死者との関係

（利用停止決定等の通知）

第23条 条例第38条の規定による通知は、次の各号に掲げる個人情報の利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部について利用停止をするとき 個人情報利用停止決定通知書（別記様式第24号）

(2) 個人情報の一部について利用停止をするとき 個人情報部分利用停止決定通知書（別記様式第25号）

(3) 個人情報の全部について利用停止をしないとき 個人情報不利用停止決定通知書（別記様式第26号）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第24条 条例第39条において準用する条例第17条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第27号）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の特例適用に係る通知）

第25条 条例第40条において準用する条例第31条の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書（別記様式第28号）により行うものとする。

（第三者からの開示決定等の不服申立てに対する決定等の通知）

第26条 条例第42条において準用する条例第21条第3項の規定による通知は、条例第42条第1号に該当する決定をする場合については不服申立却下（棄却）決定通知書（別記様式第29号）、条例第42条第2号に該当する決定をする場合については不服申立てに係る

開示決定等の変更に伴う個人情報の開示に関する通知書（別記様式第30号）により行うものとする。

（個人情報取扱是正申出書）

第27条 条例第44条第1項に規定する書面は、個人情報取扱是正申出書（別記様式第31号）によるものとする。

2 条例第44条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 是正申出をする者の連絡先

(2) 代理人が是正申出をする場合にあつては、当該申出に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者、成年後見人又は委任者の別

(3) 死者に関する個人情報について、当該死者の遺族が是正申出をする場合にあつては、当該申出に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに是正申出をする者の死者との関係

（個人情報取扱是正申出処理通知書）

第28条 条例第45条の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理通知書（別記様式第32号）により行うものとする。

（個人情報取扱是正再申出書）

第29条 条例第46条第2項において準用する条例第44条第1項に規定する書面は、個人情報取扱是正再申出書（別記様式第33号）によるものとする。

（個人情報取扱是正再申出処理通知書）

第30条 条例第46条第2項において準用する条例第45条の規定による通知は、個人情報取扱是正再申出処理通知書（別記様式第34号）により行うものとする。

（補則）

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成28年2月10日から施行する。

福島県市民交通災害共済組合管理者 様

請求者 住所  
氏名 ⑩  
連絡先 電話 ( )

個人情報開示請求書

福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第12条の規定に基づき、次のとおり個人情報の開示を請求します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項	(開示を求める個人情報の内容をできるだけ具体的に記載してください。)	
求める開示の実施の方法	1 文書又は図面の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 (これに引き続く写しの交付の希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送による交付) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 複製物の交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送による交付) 3 電磁的記録のうち紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるものの場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送による交付)	
個人情報の本人の状況等(代理人又は遺族による請求の場合に記載)	本人の区分(代理人による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者( 年 月 日生)
	本人との関係(遺族による請求の場合)	<input type="checkbox"/> 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	(郵便番号 - ) 電話番号 ( ) -

備考

- のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 請求の際には、請求者本人であることを証明するため必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 代理人又は遺族が請求する場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 「求める開示の実施の方法」は、開示決定後に申し出ること(変更することを含む。)もできます。
- 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡当時の住所又は居所を記載してください。

処理欄 ※以下の欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他( )
請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
備考	



様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
開示を実施する日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示を実施する場所	
開示の実施に要する 費用の額	
開示の実施の方法等 の申出に関する事項	求める開示の実施の方法等について、個人情報開示方法等申出書（別記様式第12号）により、年 月 日までに申出をしてください。なお、個人情報開示請求書に、求める開示の実施の方法を記載している場合で、これに変更がないときは、申出は不要です。
担当課等	電話 ( )
備考	

備考

- 「開示の実施に要する費用の額」には、文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録の複製物若しくは電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの写しの交付を希望される場合に負担していただくこととなる費用の額（郵送を希望される場合には、郵送料を含みます。）を記載しています。
- 指定された日までに開示の実施の方法等を申し出ることができないとき又は指定された開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課等へ連絡してください。
- 開示を受ける際には、この通知書とともに、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

## 個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づき、次のとおり個人情報の一部を除いて開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開示を実施する日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示を実施する場所	
開示の実施に要する費用の額	
開示の実施の方法等の申出に関する事項	求める開示の実施の方法等について、個人情報開示方法等申出書（別記様式第12号）により、年 月 日までに申出をしてください。なお、個人情報開示請求書に、求める開示の実施の方法を記載している場合で、これに変更がないときは、申出は不要です。
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	（福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第13条第 号該当）
担当課等	電話 ( )
備考	
付記	<p>1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福島県市民交通災害共済組合（以下「組合」という。）管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は組合管理者となります。）提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>

## 備考

- 「開示の実施に要する費用の額」とは、文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録の複製物若しくは電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの写しの交付を希望される場合に負担していただくこととなる費用の額（郵送を希望される場合には、郵送料を含みます。）を記載しています。
- 指定された日までに開示の実施の方法等を申し出ることができないとき又は指定された開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課等へ連絡してください。
- 開示を受ける際には、この通知書とともに、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第17条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
開示しない理由	(福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第13条第 号該当)
担当課等	電話 ( )
備考	

付記

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福島県市民交通災害共済組合（以下「組合」という。）管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は組合管理者となります。）提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報存否応答拒否通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の開示について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第16条の規定に基づき、次のとおり開示請求を拒否することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
請求を拒否する理由	福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第16条 (理由)
担当課等	電話 ( )
備考	
<p>付記</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福島県市民交通災害共済組合（以下「組合」という。）管理者に対して異議申し立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は組合管理者となります。）提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申し立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>	

福市交災共第 号  
年 月 日

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報の不存在について（通知）

年 月 日付けで個人情報開示請求書の提出がありましたが、請求の内容が記録された行政文書が存在しませんので、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第17条第2項の規定に基づき通知します。

担 当 課 等	電話 ( )
---------	--------

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第18条第2項の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から (15日間) 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話 ( )
備考	

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報開示決定等期限特例適用通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の開示について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第19条の規定に基づき、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
開示請求があった日から 起算して45日以内に 開示決定等をする部分	
福島県市民交通災害共 済組合個人情報保護条 例第19条の規定を適用 する理由	
残りの個人情報につい て開示決定等をする期 限	年 月 日まで
担 当 課 等	電話 ( )
備 考	

福市交災共第 号  
年 月 日

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の開示について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第20条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
移送をした実施機関	
移送を受けた実施機関	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
担当課等	電話 ( )
備考	

備考

この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。



様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報の開示に関する意見照会書

福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第21条第 項の規定に基づき、次のとおりに関する情報が記録された行政文書について開示の請求がありました。

つきましては、当該行政文書を開示するかどうかの決定を行うに当たり、ご意見をお聴きしたいので、個人情報の開示に関する意見書（別紙）にご記入のうえ、ご返送くださるようお願いいたします。

開示請求に係る 個人情報記録された 行政文書の表示	(行政文書に記録されている 情報の内容)
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日
担当課等	電話 ( )
備考	

(別紙)

年 月 日

福島県市民交通災害共済組合管理者 様

申出者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先 電話 ( )

個人情報の開示に関する意見書

年 月 日付で照会があったことについて、次のとおり意見を申し述べます。

開示請求に係る 個人情報記録された 行政文書の表示	
意 見	
<p>1 開示することについて支障がない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。 (1) 支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>	

備考

- 1 「意見」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。
- 2 「2 開示することについて支障がある。」を○印で囲んだ場合には、「(1) 支障がある部分」欄及び「(2) 支障がある理由」欄も記載してください。

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

## 個人情報の開示決定に関する通知書

先に照会しました に関する情報が記録された行政文書については、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示決定の種類	年 月 日 福市交災共第 号 個人情報開示（部分開示）決定
開示請求に係る 個人情報記録された 行政文書の表示	(開示することとした の情報の内容)
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課等	電話 ( )
備考	
付記	<p>1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福島県市民交通災害共済組合（以下「組合」という。）管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は組合管理者となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>

年 月 日

福島県市民交通災害共済組合管理者 様

申出者 住 所  
氏 名  
連絡先 電話 ( )

印

個人情報開示方法等申出書

福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり個人情報の開示の実施の方法等について申し出ます。

申出に係る 開示決定等	年 月 日 福市交災共第 号
	(個人情報の内容)
求める開示の 実施の方法	<p>1 文書又は図画の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧 (これに引き続く写しの交付の希望 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無)</p> <p><input type="checkbox"/>写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送による交付)</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴</p> <p><input type="checkbox"/> 複製物の交付 (<input type="checkbox"/>郵送による交付)</p> <p>3 電磁的記録のうち紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるものの場合</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/>郵送による交付)</p>
開示を求める部分	
備 考	

備考

- 「開示を求める部分」欄は、開示決定等に係る行政文書のうち、一部についてだけ開示の実施を求める場合に記載してください。これ以外の場合は、記載は不要です。
- のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報開示方法等決定通知書

年 月 日付けで開示の実施方法等（再開示）について申出のありました個人情報の開示について、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
開示を実施する日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示を実施する場所	
開示の実施に要する 費用の額	
求める開示の 実施の方法	
担当課等	電話 ( )
備考	

備考

- 「開示の実施に要する費用の額」とは、文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録の複製物若しくは電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの写しの交付を希望される場合に負担していただくこととなる費用の額（郵送を希望される場合には、郵送料を含みます。）を記載しています。
- 指定された開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課等へ連絡してください。
- 開示を受ける際には、この通知書及び個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書を提示するとともに、本人であることを証明するため必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

福島県市民交通災害共済組合管理者 様

申出者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先 電話 ( )

個人情報再開示申出書

福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第22条第5項の規定に基づき、次のとおり個人情報情報の再開示の実施について申し出ます。

開示決定通知書の番号	年 月 日 福市交災共第 号	
	(個人情報の内容)	
最初に開示を受けた年月日	年 月 日	
求める再開示の実施の方法	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 (これに引き続く写しの交付の希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送による交付) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 複製物の交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送による交付) 3 電磁的記録のうち紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるものの場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送による交付)	
個人情報の本人の状況等(代理人又は遺族による申出の場合に記載)	本人の区分 (代理人による申出の場合)	<input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者( 年 月 日生)
	本人との関係 (遺族による申出の場合)	<input type="checkbox"/> 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	(郵便番号 - ) 電話番号 ( )

備考

- のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 申出の際には、申出者本人であることを証明するため必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 代理人又は遺族が申出する場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 「求める再開示の実施の方法」は、開示決定後に申し出ること(変更することを含む。)もできます。
- 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡当時の住所又は居所を記載してください。

処理欄 ※以下の欄には、記入しないでください。

申出者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
申出資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

年 月 日

福島県市民交通災害共済組合管理者 様

請求者 住所  
氏名  
連絡先 電話 ( ) ㊞

個人情報訂正請求書

福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第26条の規定に基づき、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日
行政文書の名称その他の訂正請求に係る個人情報を特定するに足る事項	
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	
個人情報の本人の状況等（代理人又は遺族による請求の場合に記載）	本人の区分（代理人による請求の場合） <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者（ 年 月 日生）
	本人との関係（遺族による請求の場合） <input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	本人の氏名
	本人の住所又は居所 (郵便番号 - ) 電話番号 ( )

備考

- のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出し、又は提示してください。
- 請求の際には、請求者本人であることを証明するため必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 代理人又は遺族が請求する場合には、代理人又は遺族に係る備考3の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡当時の住所又は居所を記載してください。

処理欄 ※以下の欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

## 個人情報訂正決定通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の訂正について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第29条第1項の規定に基づき、次のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正をした内容	
訂正をした年月日	年 月 日
担 当 課 等	電話 ( )
備 考	
付記 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福島県市民交通災害共済組合（以下「組合」という。）管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は組合管理者となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	



様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

## 個人情報部分訂正決定通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の訂正について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第29条第1項の規定に基づき、次のとおり個人情報の一部を除いて訂正することと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正をした内容	
訂正をした年月日	年 月 日
訂正をしない部分	
上記部分の訂正をしない理由	
担当課等	電話 ( )
備考	
付記	<p>1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福島県市民交通災害共済組合（以下「組合」という。）管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は組合管理者となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

## 個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第29条第2項の規定に基づき、次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正をしない理由	
担 当 課 等	電話 ( )
備 考	
付記 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福島県市民交通災害共済組合（以下「組合」という。）管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は組合管理者となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第30条の規定に基づき、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から (30日間) 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話 ( )
備考	

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の訂正について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第31条の規定に基づき、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正請求があった日から起算して60日以内に訂正決定等をする部分	
福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第31条の規定を適用する理由	
残りの個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日まで
担当課等	電話 ( )
備考	

福市交災共第 号  
年 月 日

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の訂正について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第32条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
移送をした実施機関	
移送を受けた実施機関	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
担当課等	電話 ( )
備考	

備考

この訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報訂正通知書

年 月 日に提供した個人情報について、次のとおり訂正しましたので、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第33条の規定に基づき通知します。

つきましては、必要に応じ、保有している個人情報を訂正願います。

提供した個人情報の内容	
訂正をした内容	
訂正をした年月日	年 月 日
担当課等	電話 ( )
備考	

年 月 日

福島県市民交通災害共済組合管理者 様

請求者 住所  
氏名  
連絡先 電話 ( ) ㊞

個人情報利用停止請求書

福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例 第34条 第35条 ㊞に基づき、次のとおり

個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
行政文書の名称その他の利用停止請求に係る個人情報を特定するに足る事項		
利用停止請求の趣旨		
利用停止請求の理由		
個人情報の本人の状況等（代理人又は遺族による請求の場合に記載）	本人の区分（代理人による請求の場合）	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者（ 年 月 日生）
	本人との関係（遺族による請求の場合）	<input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	（郵便番号 - ） 電話番号 ( )

備考

- のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 請求の際には、請求者本人であることを証明するため必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 代理人又は遺族が請求する場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡当時の住所又は居所を記載してください。

処理欄 ※以下の欄には、記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の利用停止について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第38条第1項の規定に基づき、次のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止をした内容	
利用停止をした年月日	年 月 日
担 当 課 等	電話 ( )
備 考	



様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

## 個人情報部分利用停止決定通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の利用停止について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第38条第1項の規定に基づき、次のとおり個人情報の一部を除いて利用停止することと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止をした内容	
利用停止をした年月日	年 月 日
利用停止をしない部分	
上記部分の利用停止を しない理由	
担 当 課 等	電話 ( )
備 考	
付記	<p>1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福島県市民交通災害共済組合（以下「組合」という。）管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は組合管理者となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の利用停止について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第38条第2項の規定に基づき、次のとおり利用停止しないことと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
担 当 課 等	電話 ( )
備 考	
付記 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福島県市民交通災害共済組合（以下「組合」という。）管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は組合管理者となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の利用停止について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第39条の規定に基づき、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から (30日間) 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話 ( )
備考	

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

年 月 日付で請求のありました個人情報の利用停止について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第40条の規定に基づき、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止請求があった日から起算して60日以内に利用停止決定等をする部分	
福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第40条の規定を適用する理由	
残りの個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日まで
担当課等	電話 ( )
備考	

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

不服申立却下（棄却）決定通知書

個人情報の開示決定に対する 年 月 日付けの不服申立てについては、却下（棄却）することと決定しましたので、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第42条の規定に基づき通知します。

却下（棄却）する理由	
不服申立てに係る個人情報の開示の実施の日	年 月 日
担 当 課 等	電話 ( )

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

不服申立てに係る開示決定等の変更に伴う個人情報の開示に関する通知書  
開示に反対の意思表示がありました に関する情報が記録された個人情報の開示請求については、不服申立てに係る不開示（部分開示）の決定を変更し、開示することと決定しましたので、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第42条の規定に基づき通知します。

個人情報 行政文書の表示	(行政文書に記録されている 情報の内容)
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課等	電話 ( )
備考	
付記 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に福島県市民交通災害共済組合（以下「組合」という。）管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は組合管理者となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	

福島県市民交通災害共済組合管理者 様

申出者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先 電話 ( )

個人情報取扱是正申出書

福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づき、次のとおり個人情報情報の取扱いの是正を申し出ます。

行政文書の名称その他の是正申出に係る個人情報特定するに足る事項		
是正を求める理由		
是正を求める内容		
個人情報の本人の状況等（代理人又は遺族による申出の場合に記載）	本人の区分（代理人による申出の場合）	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者（ 年 月 日生）
	本人との関係（遺族による申出の場合）	<input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	（郵便番号 - ）  電話番号 ( )

備考

- のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 申出の際には、申出者本人であることを証明するため必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 代理人又は遺族が申し出る場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡当時の住所又は居所を記載してください。

処理欄 ※以下の欄には、記入しないでください。

申出者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
申出資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報取扱是正申出処理通知書

年 月 日付で申出のありました個人情報の取扱いの是正について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第45条の規定にも基づき、次のとおり処理しましたので通知します。

是正申出に係る 個人情報の内容	
求められた是正の内容	
処理の内容及び理由	
担 当 課 等	電話 ( )
備 考	
付記	この通知に係る処分の内容に不服があるときは、福島県市民交通災害共済組合事務組合個人情報保護条例第46条の規定に基づき、福島県市民交通災害共済組合管理者に対し、是正の再申出をすることができます。



福島県市民交通災害共済組合管理者 様

申出者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先 電話 ( )

個人情報取扱是正再申出書

福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第46条第1項の規定に基づき、次のとおり個人情報の取扱いの是正の再申出をします。

是正申出に係る処理通知		年 月 日 福市交災共第 号 (是正申出に係る個人情報)
再度是正を求める理由		
再度是正を求める内容		
個人情報の本人の状況等（代理人又は遺族による申出の場合に記載）	本人の区分 (代理人による申出の場合)	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者（ 年 月 日生）
	本人との関係 (遺族による申出の場合)	<input type="checkbox"/> 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	(郵便番号 - )  電話番号 ( )

備考

- のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 申出の際には、申出者本人であることを証明するため必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 代理人又は遺族が申し出る場合には、代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡当時の住所又は居所を記載してください。

処理欄 ※以下の欄には、記入しないでください。

申出者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
申出資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状・印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

様

福島県市民交通災害共済組合  
管理者

印

個人情報取扱是正再申出処理通知書

年 月 日付けで再申出のありました個人情報の取扱いの是正について、福島県市民交通災害共済組合個人情報保護条例第46条第2項の規定に基づき、次のとおり処理しましたので通知します。

是正再申出に係る 個人情報の内容	
求められた是正の内容	
処理の内容及び理由	
担 当 課 等	電話 ( )
備 考	